

第4回 加賀市歴史的風致維持向上協議会 議事録

1. 日 時 令和7年2月28日（金）13:25～15:05

2. 場 所 加賀市市民会館

3. 出席者 委 員 7名

(会長) 馬場先	恵 子		
道 地	慶 子		
山 口	隆 治		
辻	石 齋		
荒 木	優 子		
池 田	正 明	(代理 安	英 樹)
高 橋	雅 憲	(代理 堀 野	朋 美)

事務局 9名

加賀市建設部都市計画課、教育委員会事務局文化課

4. 次 第

1) 開 会

2) 建設部長あいさつ

3) 議事

令和6年度進行管理・評価について

① 組織体制

② 重点区域における良好な景観を形成する施策

③ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

④ 文化財の保存又は活用に関する事項

⑤ 効果・影響等による報道

⑥ その他（効果等）

4) その他

5) 閉 会

5. 傍聴者 2名

6. 議事内容

◆事務局

本日は、ご多用のところお集まりいただきありがとうございます。

只今より、第4回加賀市歴史的風致維持向上協議会を開会いたします。

委員総数10名中、代理出席を含め7名の方にご出席いただき、「加賀市歴史的風致維持向上協議会条例」第5条第3項の会議成立要件を満たしていることをご報告いたします。

私は、本日司会進行を務めます服部と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

開会にあたりまして、建設部長 谷口がご挨拶申し上げます。

◆建設部長

加賀市歴史的風致維持向上協議会の皆様、本日は、ご多忙のなかご参集いただき、誠にありがとうございます。

加賀市歴史的風致維持向上計画については、令和3年3月に国認定をいただき、今年が4年目となるものであります。今年度におきましては、10月に北陸ブロック内の5つの認定都市の事務局が本市に一同に集まり、「北陸歴史まちづくり推進会議」が開催されました。推進会議では、本協議会の会長であります馬場先会長による基調講演のほか、他ブロックの認定都市である浜松市の事務局による事例紹介などが行われ、歴史まちづくりに対する気運を高めあうものであります。

今般、社会情勢の不安による生活の変化など社会をとりまく環境も大きく変わっていくなかで、地域特有の歴史的風致を維持向上していくためには、広い視野で考えることが必要であり、強い危機感を抱きながら取り組んでいかなければならないと認識しております。また、歴史まちづくりを進めていく上で、官民間わず、多くの人が関わり、世代間の交流を深めていくことが大変重要なことだと考えております。

歴史的風致の継続的な維持向上が、市民のみなさん一人一人のふるさとへの誇り、そして心の豊かさになり、加賀市らしい「人づくり」と「地域づくり」を目指すものとなりますよう、委員の皆様におかれましては、様々な視点からのご意見、アドバイスを賜りますようお願い申し上げます、私からのご挨拶といたします。

◆事務局

本日は、お手元の次第に基づき、進行してまいりますので、ご協力宜しくお願ひいたします。

ここで、資料のご確認をお願いします。

まず、本日の「次第」、「協議会条例」、「協議会委員名簿」、「令和6年度進管理・評価シート（案）」です。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議事の前に変更となった委員の方を紹介いたします。

加賀市まちづくり推進協議会連合会 会長 辻石齋 様です。

石川県教育委員会文化財課 課長 池田正明 様です。

本日は池田委員の代理で同課参事の安英樹様にご出席いただいております。

石川県都市計画課 課長 高橋雅憲 様です。

本日は高橋委員の代理で同課補佐の堀野共美様にご出席いただいております。

尚、本日は地域文化総合研究所 代表長谷川孝徳委員並びに加賀商工会議所専務理事 西出正光委員、加賀市観光交流機構佐野立子委員から、事前に欠席のご連絡を頂いております。

次に、事務局のうち、人事異動などにより変更となった職員を紹介いたします。

建設部 部長の谷口です。

教育委員会事務局長の堀川です。

都市計画課企画官の堀野です。

文化課の西川です。

都市計画課の藤堂です。

以上となります。

それでは、議事に入りたいと思います。

協議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長となりますので、これよりの議事進行を馬場先会長にお願いします。

◆馬場先会長

今年度も引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思います。

議事の「令和6年度進行管理・評価について」の①「組織体制」から③「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」までについて、一括して事務局より説明してください。

◆事務局

(都市計画課 服部リーダーより説明)

議事 令和6年度進行管理・評価について

- ① 組織体制
- ② 重点区域における良好な景観を形成する施策
- ③ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

◆馬場先会長

ただいまの説明でご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

◆道地委員

松島橋の旧橋撤去した箇所のは法面はこれで完成なのか。チェックのデザインになっているが。

◆事務局

土の部分とコンクリートの部分になっていて、土の部分で植生をします。既に施工済みの横の箇所がその例です。

◆山口委員

法面の草刈は誰がするのか。松島橋が架かっている河川法面の管理はについて、ど

のようになっているのか。

◆事務局

河川の管理者は石川県になります。が、手入れが行き届かないところに関しては、県と協議して管理していきたいと考えております。

(馬場崎委員長)

町並み景観形成、歴史的風致形成建造物修理、町屋再生など、全体的に去年の地震の被害がなかったのか、こういうところで苦労しているなどの情報を積極的に広報してほしいと前回話したと思いますが、宣伝が足りないのではないかと思うのですが、どうですか。

(事務局)

おっしゃるとおりちょっと宣伝的効果が足りない点も、否めない点もあります。

歴史風致の建造物修繕等の補助要綱につきましては、前々からちょっといろいろと議論なくしていった中で、ようやくちょっと、よく情報のほうの制定のめどがたったというので前回まで、そういった制度をつくるというのがまだできてなかった点もあって広報もできなかったという点はございます。

来年度4月1日から、情報を制定して補助制度が使えるということ、また、広めていきたいと考えています。

(馬場崎委員長)

大聖寺の歴史的風致重点地区として、町並みを残していく取り組みをもう少し力を入れていただきたい。

(荒木委員)

文化的な普及啓発を行う場所について、現状大聖寺町内に集中しているが、発信していくには、温泉駅など人の利用頻度が比較的に高いところで行う方がよろしいのではないかと思います。

(事務局)

歴史的風致維持向上計画の中では、重点区域を中心にやるものと、市内全体をやる事業と二分割しており、和菓子に限っては、大聖寺地区が重点地区ということで捉えておりましたので、

市内重点区域に限らず発信していくとともに、実績も記載していくように致します。

(馬場崎委員長)

加賀市全体で、大聖寺との繋がりを持ちながら、それぞれの地域に広めることも重要ですし、加賀市全体を盛り上げていけるような取り組みとして更に発展させていただきたいと思います。

(委員)

細かい話ですけど、和菓子と記載しているが、大聖寺藩では、生菓子の方が正しいのではないかと思います。

◆馬場先会長

それでは次に、議事の④「文化財の保存又は活用に関する事項」から⑥「その他

(効果等)」までについて、一括して、事務局より説明してください。

◆事務局

(文化振興課 東企画官、都市計画課 竹田技師より説明)

議事 令和6年度進行管理・評価について

- ④ 文化財の保存又は活用に関する事項
- ⑤ 効果・影響等に関する報道
- ⑥ その他(効果等)

◆馬場先会長

ありがとうございます。皆さん質問、ご意見等ございませんか。

(委員)

文化財の保存又は活用に関する事項で、災害支援金をしようしてこの事業を行ったと伺いましたが、震災の支援金というのは、震災に対する補助であって、事業推進に使われるものではないのですが、その使い方に対し少し疑問に思った点と、災害で復旧したものをここにのせるというのは、事業の一部になるのかどうか、疑問に思いました。そのあたりは、どのようにお考えですか。

国や県の支援金というのは、国指定の文化財であるとか、県の登録がされているものに対して補助される。多くは寺社ですね。町屋というのは、文化財など登録されていないと、対象外になります。そういうところをどのように整備されているのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

災害復旧に関しましては、また別の国や県の災害復旧に関する補助を用意しまして、復旧している現状です。

歴史的風致を守るということで、今回は災害に対し災害復旧の補助金を使用しておりますが、今事業においては、全体的に町の景観を維持していくという成果があったという風に認識しております。また、災害復旧において、修復したものにつきましても、一つの成果として考えております。

(委員)

それは、文化庁でもそういう風になっているのですか。

(事務局)

先日、国土交通省の担当の方の話では成果として挙げていいのではないかと伺いました。

また、このことにつきましては、今後確認してまいります。

(委員)

地震災害の県からの補助と、それが延長線上に文化庁の補助と結びついてでてくるのか。

それは、別々なのか。

(事務局)

文化庁の補助は、通常国指定文化財の修理に関わる補助と震災・災害等の補助という別枠がございまして、長流亭に関しましては、災害の別枠で復旧しております。

て、ここにあるものは、全て対象地域内にある文化財の保存修理のものを記載しております。財源等は、一番有利なものを探しつつ、とっております。

(委員)

お金の出どころだけではなく、震災という大きな事象に対して、進捗に影響がないのかどうか少し疑問に思っております。

(委員)

大聖寺の町屋であるとか、藩政時代の建物であるとか、歴史的建造物に認定される基準はどのようになっているのか。

(馬場崎委員長)

大聖寺町屋再生事業における大聖寺の町屋においては、昭和30年以前の建物に対して、補助を行っている。

(委員)

各地区において、山中、山代、大聖寺においての歴史的・文化的なものが、まだまだ埋もれてしまっているということを深堀して、何をどのようにして守っていくかというところを具体的に示していただきたい。また、残すものと壊すもので分けるなど具体的な取り組みとして進めていかないと、本来残すべきものがどんどん失っていくことが現実だと思います。

(事務局)

建物の補助につきましては、基本的に町屋は大聖寺地区にある昭和30年以前に建てられたものに対して出す補助金になります。景観の方では、加賀市景観整備地区などの地区内の建物の修理や、景観を整えるような修繕をする際に補助を出すという仕組みはございますが、山中温泉での湯の出町や湯の本町、宮の杜、南町のエリアに入っている建物については、基準を守っていただければ補助が出ますが、ただ単に古い物というところでは補助の対象外となっております。文化財登録のある物につきましては、エリアを問わず補助する仕組みとなっております。

(委員)

文化財の指定などは、どんな基準によって定められているのでしょうか。

(事務局)

景観計画の中に位置づいています。

(委員)

残すうえで必要なのは、建物を残しつつ次に活用するという点において、それなりの補助があるかどうか、具体的なものを地区ごとに示して頂かないといけないのではないかと思います。

◆馬場先会長

次第4.の「その他」ですが、全体を通してご質問やご意見、それ以外でも構いませんがございませんでしょうか。

御質問ないようですので、これで議事を終了いたします。

ご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

◆事務局

馬場先会長ありがとうございました。

今回の議事録は、後日、皆様にご送付いたします。記録内容に、疑義がありましたらご連絡ください。

最後になりますが、本協議会は協議会条例に則り委員の皆様の任期を今年度3月31日までとしております。そのため、来年度に予定しております次回の協議会は、改めて委員を選任した上で開催しますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第4回加賀市歴史的風致維持向上協議会を閉会いたします。